

これから狩猟を始めたい方へ

令和7年度

兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課

狩猟をするには**狩猟免許**と**狩猟者登録**が必要です！！

狩猟までのながれ

手順1

狩猟免許試験の申込み ※**開催月によって申込み時期は異なります**
(令和7年度 5月～(7月開催)、7月～(9月開催) 10月～(11月開催))



手順2

試験前の準備(試験対策)
猟友会初心者狩猟免許講習会(任意) ※**講習会は有料です**、テキスト等による勉強など
※試験対策用のテキスト類などは斡旋およびご案内はしておりません



手順3

狩猟免許試験の受験(7月、9月、11月開催)
猟具の種類ごとの知識・適性・技能の各試験を受験
※**開催日、開催場所、猟具の種類**などの確認は**狩猟免許案内**を確認ください



手順4

狩猟免許の取得
知識、適正、技能試験に全て合格された方は郵送にて狩猟免許状を発行します



手順5

猟具(狩猟に必要な道具)の用意
免許に応じた猟具を購入または製作
※**猟銃の所持は銃砲所持許可証**が必要です、**最寄りの警察署**へお問い合わせください



手順6

狩猟者登録
登録手数料と狩猟税を支払い、**狩猟者登録証**と**狩猟者記章**などを受領



手順7

いざ！狩猟生活へ
狩猟者登録証(銃猟の場合は銃砲所持許可証も)を携帯し、**狩猟者記章**を着用し、法令で定められたルールを遵守しマナーを守り狩猟を行いましょう

1 狩猟とは

狩猟可能な野生鳥獣を狩猟するには、鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、使用する**猟具**にあわせた**狩猟免許**が必要です。また、狩猟をしようとする都道府県に**狩猟者登録**し、**狩猟ができる区域・期間・猟法**など、**法令で定められた制限**を遵守する必要があります。

● 狩猟免許の種類

免許の種類	使用できる猟具	狩猟できる 主な鳥獣
網猟	むそう網、はり網、つき網、なげ網	鳥類（カモなど）
わな猟	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな	獣類（猪、鹿など）
第一種銃猟	散弾銃、ライフル銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む）	鳥・獣類 （カモ、猪、鹿など）
第二種銃猟	空気銃（圧縮ガス銃を含む）	鳥類（キジなど）

※**狩猟免許のみでは狩猟を行うことは出来ません**。狩猟者登録が必要となります！！

2 狩猟者登録

狩猟免許を取得した後、狩猟したい場所の都道府県に狩猟免許に応じた「狩猟者登録」をすると、その都道府県内において、当年の狩猟期間中に狩猟免許に応じた猟具を使用して、狩猟を行うことができます。

3 狩猟ができる期間

鳥獣保護管理法に定められた狩猟期間については、毎年 10 月 15 日（北海道にあっては、毎年 9 月 15 日）から翌年 4 月 15 日までとされていますが、鳥獣の保護を図る観点から、兵庫県では狩猟期間が短縮されています。

地域	狩猟期間
兵庫県	毎年 11 月 15 日～翌年 2 月 15 日 （令和 6 年度はニホンジカ及びイノシシは翌年 3 月 15 日まで）

※**地域や鳥獣の種類**によっては**期間が異なる**場合がありますので狩猟する場所の**都道府県の情報**をご確認ください。

4 狩猟ができる鳥獣

●狩猟鳥獣(鳥獣保護管理法第2条第7項)

鳥類 26 種類	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種のコシジロヤマドリを除く)、キジ(亜種のコウライキジを含む)、コジュケイ、ヤマシギ(別種のアマミヤマシギは含まない)、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ
獣類 20 種類	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種のツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、チョウセンイタチ(オスに限る)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ(雑種のイノブタを含む)、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

※令和7年度のツキノワグマの狩猟について生息頭数により決定するので、狩猟期前にホームページでご確認ください。※(参考)令和6年度のツキノワグマ狩猟は兵庫県全域で禁止しています。

※狩猟鳥獣については、都道府県によっては捕獲が禁止されているほか、捕獲数が制限されている場合がありますので狩猟をする都道府県のホームページ等をご確認ください。

5 狩猟が禁止または制限されている区域

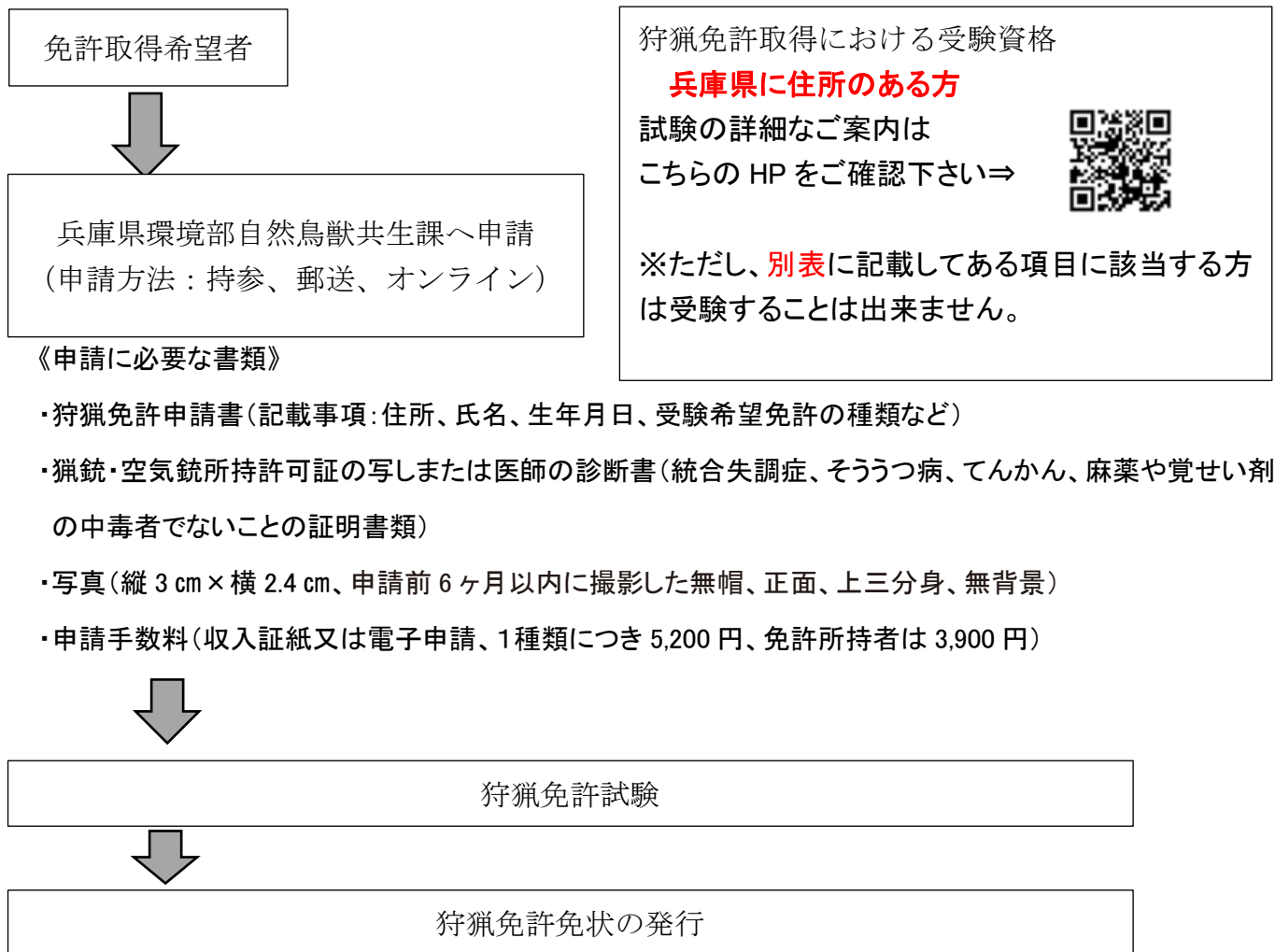
区域の名称	狩猟制限の内容等
指定猟法禁止区域	鳥獣保護のため、鉛銃弾等の指定猟法が禁止される
鳥獣保護区	鳥獣保護のため、狩猟が禁止される他、特別保護地区では一定の行為が禁止される
休猟区	減少している狩猟鳥獣の増加を図るため、一定期間の狩猟が禁止される
特定猟具飼養禁止・制限区域	狩猟に伴う特定猟具による危険予防のため、特定猟具による狩猟を禁止又は制限する
猟区又は放鳥獣猟区	管理された狩猟を行うため、設定された区域内で入猟者数制限等を行う



狩猟が禁止または制限されている区域図などの情報はここからご確認ください。

手順1 狩猟免許の申込み

(1) 狩猟免許取得までの流れ(都道府県によって異なる、兵庫県の申請手順を記載)



別表

記載項目に該当する方は受験できません

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 2 狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない者(取り消しに係る種類のものに限りです)
- 3 試験実施日に 20 歳未満の者 (網猟及びわな猟においては 18 歳未満の者)
- 4 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) 又は自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 5 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 上記 4 及び 5 に該当する者以外に、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

令和7年度狩猟免許試験の日程

試験の会場や時間などの詳しい情報は狩猟免許案内や兵庫県 HP からご確認ください。

開催回	開催日	場所	申請期間
第1回	7月5日(土) 網・わなのみ	洲本市	① 持 参 令和7年5月19日(月)から5月30日(金)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ② 郵 送 特定記録郵便とし、令和7年5月19日(月)から5月29日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。
第2回	7月12日(土)	養父市	
第3回	7月18日(金)	姫路市	
第4回	7月26日(土)	神戸市	
第5回	9月6日(土)	神戸市	① 持 参 令和7年7月28日(月)から8月8日(金)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ② 郵 送 特定記録郵便とし、令和7年7月28日(月)から8月7日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。
第6回	9月12日(金)	姫路市	
第7回	9月20日(土)	神戸市	
第8回	11月8日(土) わな、銃猟のみ	神戸市	狩猟免許案内および兵庫県 HP をご確認ください

※持参の場合は受付時間 9時00分～11時30分 13時00分～16時30分

●受付場所＜提出先＞

〒650-8567(兵庫県庁の固有番号ですので、住所の記載は不要です)

兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課 鳥獣保護管理班

朱書きで「狩猟免許申請書在中」と記載してください。

手順2 試験前の準備(試験対策)

兵庫県では、免許試験のための講習会や勉強会等は実施していません。

一般社団法人兵庫県猟友会が開催している初心者狩猟免許講習会の受講や、参考図書などの教材で自主学習や、知り合いの狩猟者から教わるなどして勉強します。

初心者狩猟免許講習会の詳しい内容は、一般社団法人兵庫県猟友会(電話:078-361-8127)にお問い合わせください。

手順3 狩猟免許試験の受験

手順1で狩猟免許試験の受験申請を行った後、受験資格を満たしている方へ受験票を郵送します。受験票に免許種別、受験番号、氏名、試験日、試験会場、時間が記載されていますのでご確認ください。（試験会場の決定通知は受験票をもって行いますので、事前に電話などでお問い合わせ頂いてもお答え出来ませんのでご了承ください）

免許試験内容の詳細は狩猟免許試験の案内をご確認ください

午前中に筆記試験、適正検査を行い合格された方のみ、午後から実技試験を行います。

※複数種類の免許を受検される方も1日で試験は終了します

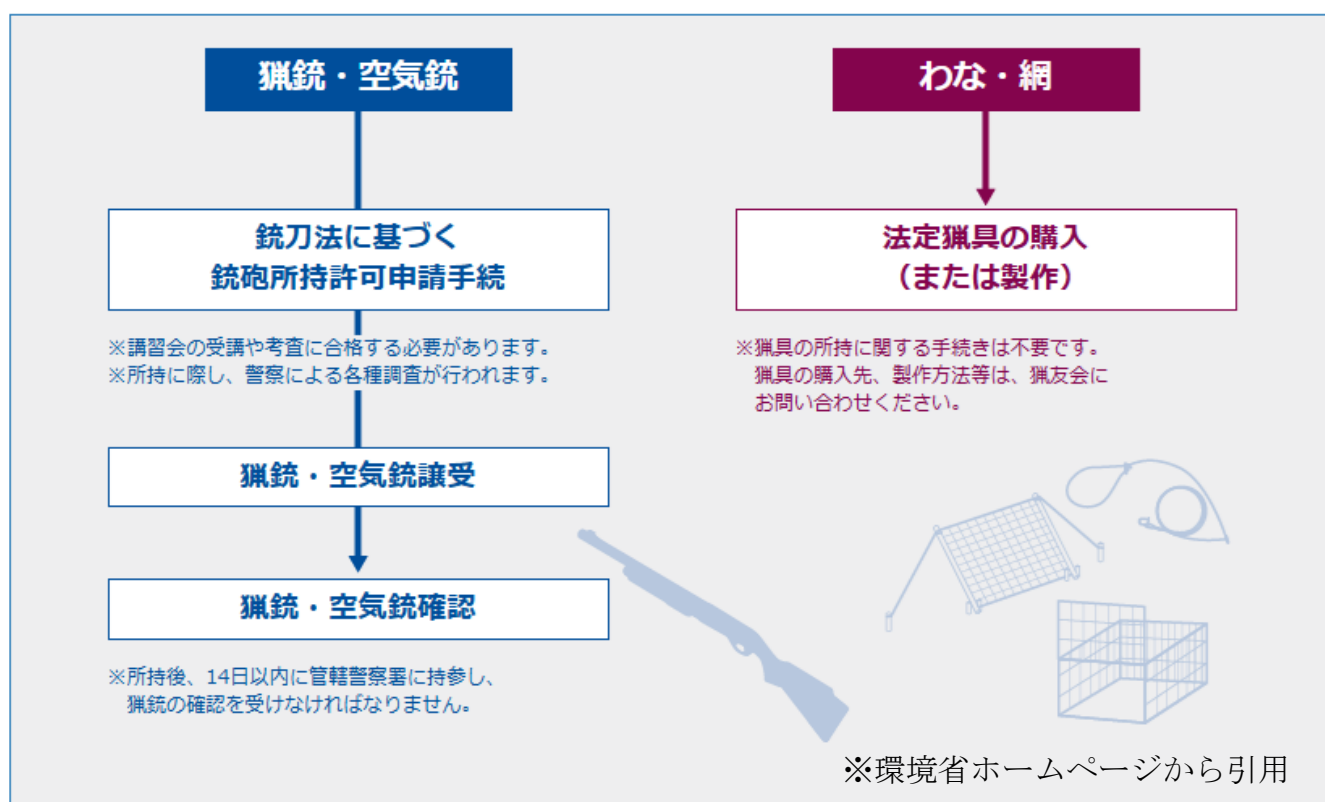
試験当日は筆記用具と受験票を忘れずにご持参ください。

手順4 狩猟免状の取得

狩猟免状の発行および午後の実技試験の結果は、試験日から10日前後（土日祝日を除く）で郵送しています。合格された方には「狩猟免状」を同封しています。

試験結果についてはお電話やメールではお伝えすることはできませんのでご了承ください。

手順5 猟具の用意



猟銃の許可申請手続きに関しましては管轄の警察署にお問い合わせください。

また、猟具の購入先などの情報提供はしておりませんのでご了承ください。



兵庫県警察 HP こちら

手順6 狩猟者登録

狩猟免許を取得し、猟具を所持しただけでは、実際には狩猟はできません。
狩猟するためには、出猟したい**都道府県**ごとに「**狩猟者登録**」を行い、**狩猟税**を納めなければなりません(狩猟免許が無い方は、狩猟者登録はできません)登録手数料や狩猟税も都道府県ごとに必要となります
兵庫県内で狩猟者登録をする場合は、住所地を管轄する農林(水産)振興事務所に申請書をご提出ください。

農林(水産) 振興事務所名	所在地	電話番号	管轄市町
神戸	神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-742-8327	神戸市
阪神	三田市天神 1-10-14	079-562-1392	尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町、宝塚市、西宮市、芦屋市、三田市
加古川	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9347	加古川市、明石市、稲美町、播磨町、高砂市
加東	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9424	加東市、小野市、三木市、西脇市、加西市、多可町
姫路	姫路市北条 1-98	079-281-9289	姫路市、神河町、市川町、福崎町
光都	赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2198	宍粟市、たつの市、佐用町、上郡町、赤穂市、相生市、太子町
豊岡	豊岡市幸町 7-11	0796-26-3699	豊岡市、香美町、新温泉町
朝来	朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6882	朝来市、養父市
丹波	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3618	丹波篠山市、丹波市
洲本	洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2102	淡路市、洲本市、南あわじ市

狩猟者登録 関連費用 ●狩猟税に関する書類について…管轄県税事務所にお問い合わせください

区分		網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
狩猟者登録手数料		1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
狩猟税	一般の方	8,200 円	8,200 円	16,500 円	5,500 円
	※所得割額の納付を要しない者	5,500 円	5,500 円	11,000 円	

※当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない方で、次のいずれかに該当する方
ア.控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方
イ.所得割額の納付を要しない方の控除配偶者又は扶養親族に該当する方
ウ.所得割額の納付を要する方で、農業・水産業又は林業に従事する方

手順7 狩猟

狩猟者登録証等の交付を受け、狩猟期間中に法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行ってください。

この資料に関するお問い合わせ先
兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課 電話番号 078-362-9084